

指定通所介護事業所 }
指定通所リハビリテーション事業所 } 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

通所介護等における感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が
一定以上生じている場合の評価に係る届出について (その3)

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所介護及び通所リハビリテーションにおける感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価（基本報酬への3%加算）について、令和4年2月21日付厚生労働省老健局老人保健課等事務連絡別紙「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 11）（令和4年2月21日）」において、新型コロナウイルス感染症は、令和4年度も引き続き3%加算の対象となる感染症である旨が示されているところですが、届出に当たって御留意いただきたい事項等について、以下のとおり御連絡しますので、御確認のほどお願い申し上げます。

記

1 令和4年度における3%加算の算定について

令和4年度中の利用延人員数の減少に基づいて、令和4年度分として3%加算を算定する場合、算定可能となるのは、最速で令和4年6月サービス分からとなりますが、算定開始に当たっては、加算算定開始月の前月15日まで（必着）に届出を行っていただくようお願いします。

【提出書類】

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式6-1（通所介護）又は7-1（通所リハ））
- ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式

※算定基礎（比較対象）となる「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数」は、令和3年4月から令和4年2月までの平均を用いてください。

2 書類提出先

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

3 その他

3%加算の算定に当たっては、利用延人員数の減少が生じた月が属する年度分の算定として取り扱う（※）ほか、基本的に、同じ感染症や災害を事由とする算定は年度内に一度限りとされています。

そのため、令和4年度分として算定する場合、令和4年4月の利用延人員数の減少に基づき、令和4年5月15日（必着）までに届出を行い、令和4年6月サービス分から算定するのが最速となります。

なお、令和4年度中の算定であっても、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和3年度分として年度をまたいで算定している場合、当該算定の終了後、令和4年度分として算定要件を満たした場合には、新たに3%加算を算定することが可能です。

※令和3年2月又は3月を利用延人員数の減少が生じた月とした場合は、あくまで即時的な対応を目的とした特例であることに鑑み、令和3年度分として取り扱います。

（問合せ）東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当
電話：03-5320-4274（直通）